

# 新入学児童(園児)の交通事故防止強化旬間における県幹部職員による交通安全街頭指導実施要領

## 1 目 的

通学に不慣れな新入学児童の交通事故防止活動の効果を高めるため、「新入学児童（園児）の交通事故防止強化旬間（4/6～4/15）」の実施に合わせ、県幹部職員が街頭において交通安全を呼びかけるとともに、交通ルールに係る指導を行い、広く県民に対し交通安全意識の高揚を図る。

## 2 日 時

令和5年4月12日（水） 午前7時45分から午前8時15分まで  
（小雨決行、荒天中止） ※児童の登校状況に合わせ終了

## 3 実施内容

通学児童等を対象に啓発物品を配布しながら、交通安全を呼びかけるとともに、交通ルールの指導を行う。

## 4 場所及び編成

街頭指導場所	指 導 者
山形市立第五小学校 (別紙)	副 知 事 教 育 長 警 察 本 部 長 交通部参事官(兼)交通企画課長
山形市立東小学校 (取材不可)	防 災 く ら し 安 心 部 長 交 通 部 長

## 5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

以下の対策を講じて実施する。

- ・ 児童の密集を避けるため、幹部職員間の距離を適切に確保する。
- ・ 啓発物品の配布は手袋を着用して行い、呼びかけは大声で行わないよう徹底する。
- ・ 感染が拡大した場合は、本県の注意・警戒レベル及び全国の感染状況等を総合的に勘案し、中止する場合がある。